

支払条件の適正化に関する最近の動向

令和8年3月
中小企業庁

支払条件の適正化に関する最近の動向

①取適法（中小受託取引適正化法）：

⇒「手形払等の禁止」が追加

⇒物品等の受領から60日以内に代金満額を支払い（振込手数料も発注者負担に）

②振興法（受託中小企業振興法）：

⇒「振興基準」では、代金は物品等の受領から60日以内にできる限り現金で支払い

⇒価格交渉促進月間フォローアップ調査などで実態把握

③独占禁止法：

⇒取適法対象外の取引でも、製造委託等を行う場合は、正当な理由がある場合を除き、支払期日を60日以内とする独禁法上の告示を新たに策定。

取適法（中小受託取引適正化法）の概要

※赤色は改正内容

法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

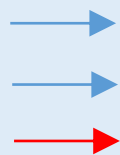
役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金3億超
資本金1千万超3億以下
常時使用する従業員300人超



中小
受託
事業者

資本金3億以下（個人含む）
資本金1千万以下（個人含む）
常時使用する従業員300人以下（個人含む）

①取引の内容

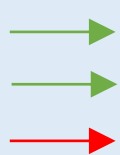
情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金5千万超
資本金1千万超5千万以下
常時使用する従業員100人超



中小
受託
事業者

資本金5千万以下（個人含む）
資本金1千万以下（個人含む）
常時使用する従業員100人以下（個人含む）

義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

受領拒否	報復措置
支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済
減額	割引困難な手形の交付
返品	不当な経済上の利益提供要請
買ったたき	不当な給付内容の変更・やり直し
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定

措置

公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

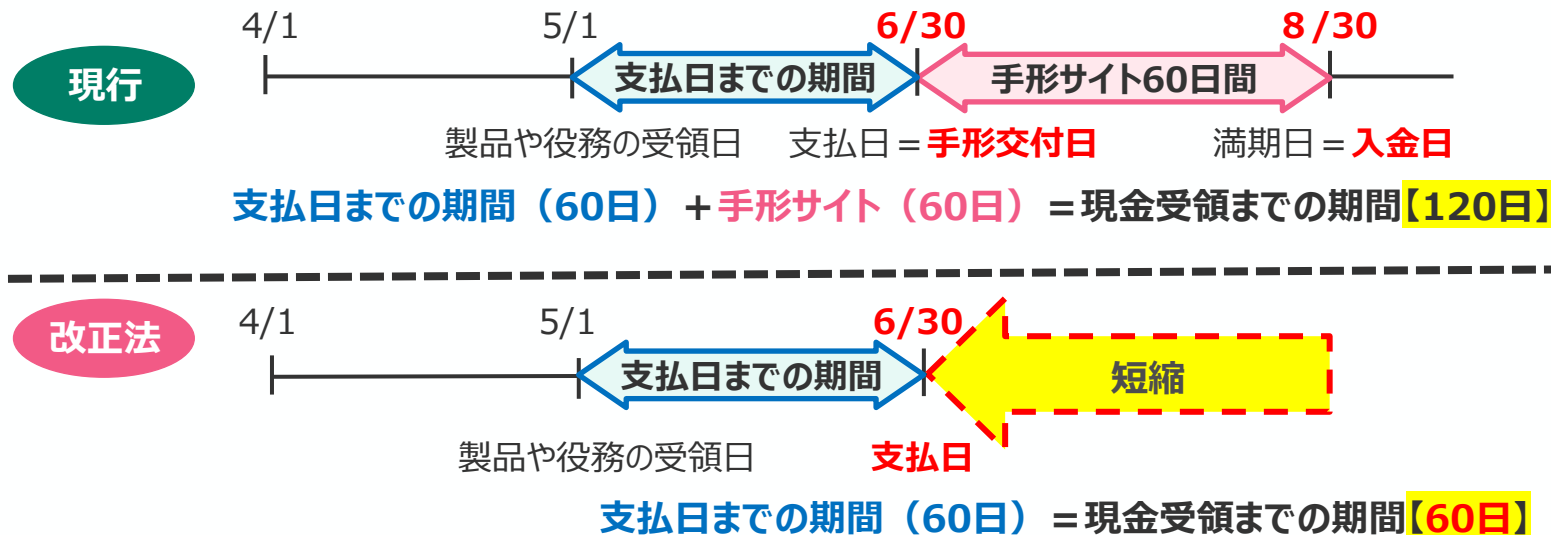
手形払等の禁止【改正概要】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める 商慣習が続いている。

改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む 満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。



振込手数料の負担に係る運用変更（運用基準）

- 企業取引研究会において、代金の振込手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習であるとの意見があり、同研究会報告書において、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たることとするよう、運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられた。
- これを踏まえ、**振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反**とするよう、運用基準を見直すこととする。

【改正前】

発注前に下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、**下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、**親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を**差し引いて下請代金を支払うことが認められる。**

【改正後】

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者が製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から**差し引いて支払うことは減額に当たる。**

(参考) 取適法の施行の効果に対する事業者からの声

手形払等の禁止

- 令和8年1月の支払から、急に現金（振込）に変わったところが多く、**当社の資金繰りには余裕が生じた。**（近畿）
- **取適法に該当する取引も該当しない取引も、現金での取引となった。**これは取適法への対応がされた結果かと理解している。（中国）
- 受託取引は全額現金で支払っていただけている。**計画的に代金が回収でき、経営計画を立てやすく、大変ありがたい。**（四国）
- 当社は、従前は資金繰りのために、手形や電子記録債権の割引手数料を支払って満期前に割り引くことがあった。以前の金利が安い頃であれば、割引手数料も少額であったが、**金利の上昇により割引手数料を負担に感じていたため、60日以内に代金が満額手に入るのは資金繰り改善につながり大変ありがたい。**（四国）

振込手数料

- 最近では下請法の改正を見越して**振込手数料を負担してくれる発注者が増えてきており、法改正の影響を強く感じている。**（中部）
- 振込手数料についても以前は当社負担というものもあったが、**現在は発注者負担となっている。**このあたりは、**発注者の取適法への対応の結果**ということだと思う。（中国）

協議に応じない一方的な代金決定の禁止

- **価格協議に応じない姿勢の会社はほとんどいなくなり、価格協議自体には応じてくれるようになった。**（関東）
- 客先に**協議を求めても拒否されるというケースはなくなった。**エビデンスに基づき協議を求めれば話を聞いてもらえる。（関東）
- 今は価格交渉を求めればどこも門前払いせず、**一昔前とは比べものにならないくらいのスピード感で価格協議に対応してくれる。**（東北）
- **発注者側に最近、「価格転嫁交渉窓口」が新設された。**これは、受注側との価格交渉を相当意識した取組と評価している。（関東）
- **発注者側から、取引価格が適正か否かの声かけがあったおかげで価格交渉が進み、自社の提示価格を満額で認めてもらった。**（中国）

その他（運送）

- **荷主にとっては公取委と労基署が怖い存在である。**公取委は、荷主に対して、効果的な施策を打ち出せる役所なので、今後とも、運送業界に対する指導をお願いしたい。（関東）

（出所）事業者へのヒアリングを基に公取委・中企庁作成。

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

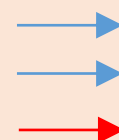
特定運送委託

②規模要件 (製造業、建設業、 運輸業その他)

委託
事業者

資本金が中小受託事業者より1円でも大きい

常時使用する従業員数が、**中小受託事業者より1人でも多い**



中小
受託
事業者

資本金3億以下(個人含む)

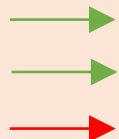
常時使用する従業員**300人以下**

②規模要件 (サービス業)

委託
事業者

資本金が中小受託事業者より1円でも大きい

常時使用する従業員数が、**中小受託事業者より1人でも多い**



中小
受託
事業者

資本金5千万以下(個人含む)

常時使用する従業員**100人以下**
(個人含む)

具体的な措置

① **経済産業大臣が**中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として「**振興基準**」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須(約8.7万社が宣言)。業界団体の自主行動計画(34業種・92団体)にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への**指導・助言又は勸奨**。

③ **調査、公表** (例: 価格交渉・転嫁等の状況の「**発注者リスト**」(発注側企業522社及び89の国の機関・地方公共団体)を公表)

④ サプライチェーンの**多段階**にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「**振興事業計画**」について、金融支援。

⑤ **国及び地方公共団体の責務、連携強化**。

振興基準

- 振興法（受託中小企業振興法）では、経済産業大臣が委託事業者と中小受託事業者のよるべき一般的な基準として「振興基準」を定めている。
- 振興法は取適法よりも適用対象が広く、製造委託等を行う幅広い取引を対象とする。
- 主務大臣は振興基準に定める事項について、指導・助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨することができる。

ポイント

● 取引条件を改善すること

- 威圧的な交渉をしない
- 合理性や十分な協議を欠く対価決定をしない
- 協議の申出には応じる
- 労務費転嫁指針を遵守する
- 買ったたきをしない
- 型の無償保管要請をしない
- 働き方改革を阻害する取引をしない
- 納品の検査等の方法を予め協議して定める
- 受領日から60日以内に現金で代金を払う
- サプライチェーン全体で支払方法の改善を進める等

● 委託事業者と中小受託事業者の共存共栄を目指すこと

● 発注の改善に努めること

⇒契約条件の明確化、知的財産取引の適正化 等

● 価格交渉・価格転嫁のツールを活用すること

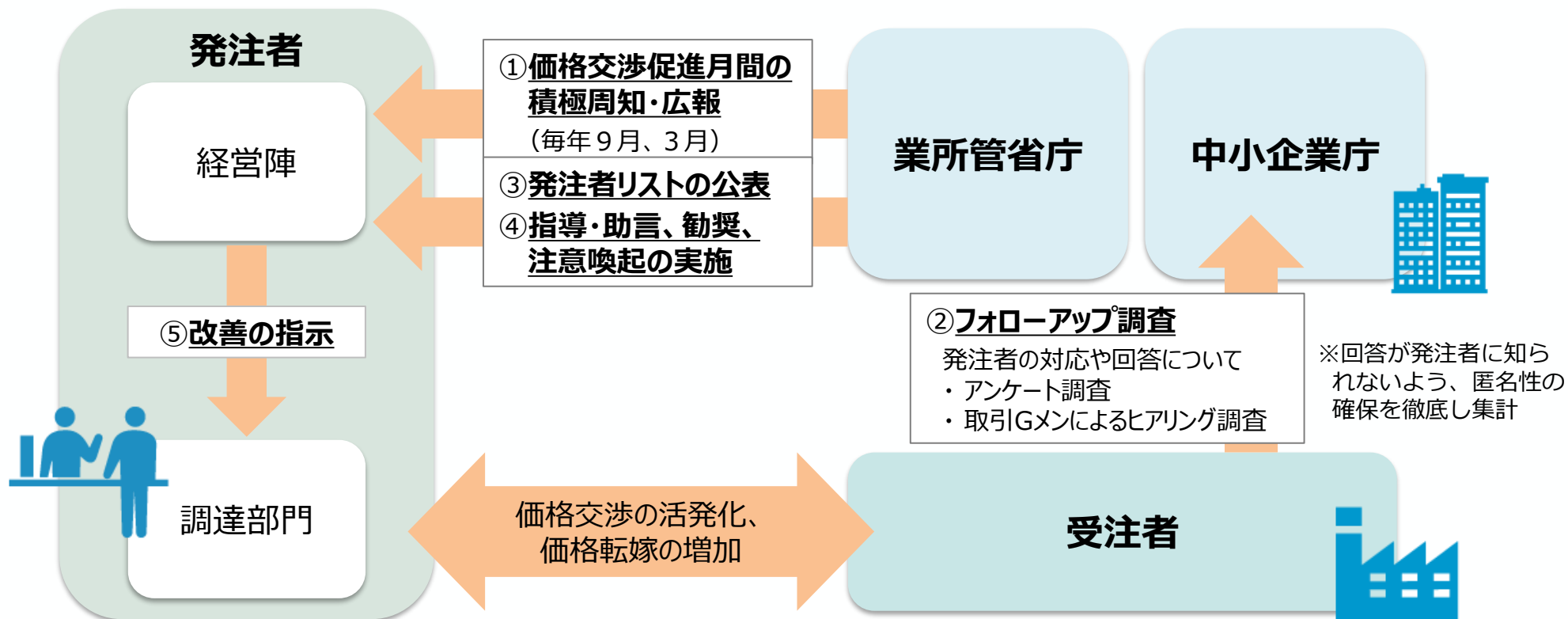
⇒取引適正化ガイドライン、講習会、
価格交渉ハンドブック 等

● 中小受託事業者の連携を進めること

⇒振興事業計画の活用 等

「価格交渉促進月間」における取組

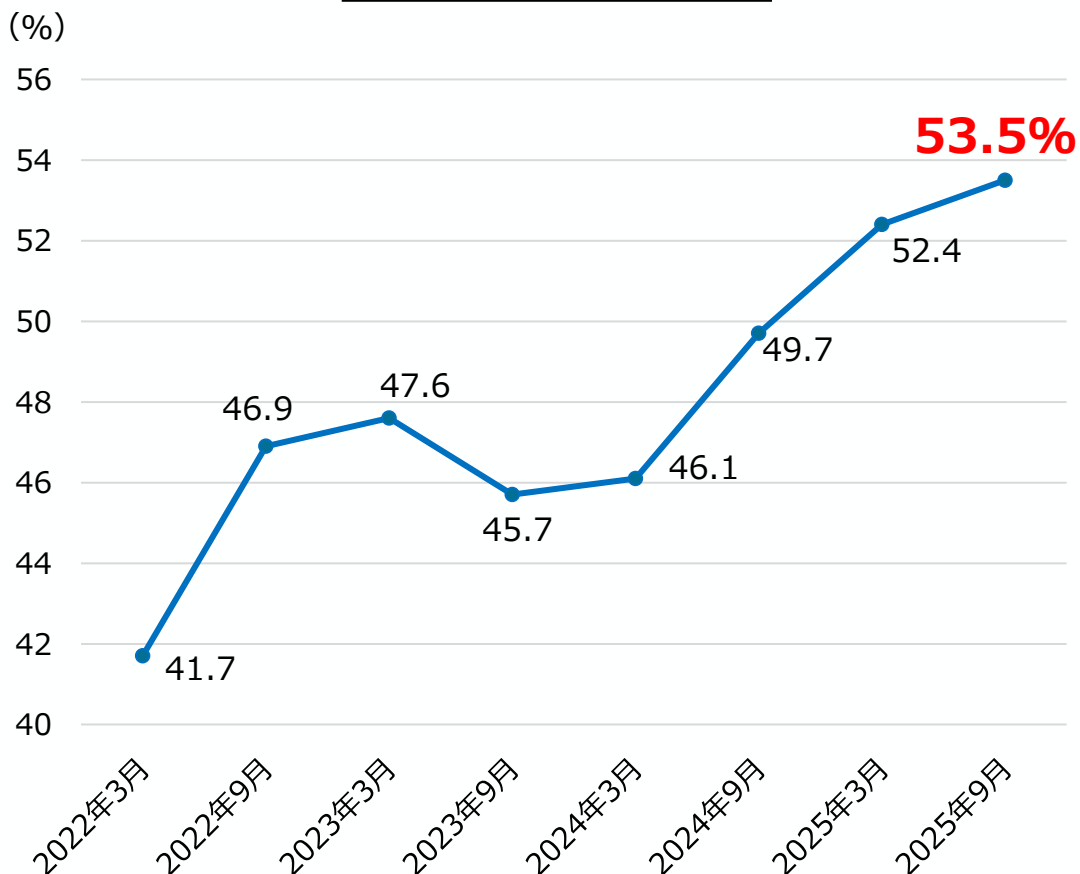
- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる価格転嫁・取引適正化を経済界全体で促すため、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定。
- 受注側中小企業30万社へのアンケート調査や、発注者ごとに価格交渉・転嫁等の状況を整理した「発注者リスト」の公表等により、発注者の自発的な取引方針の改善に繋げる。
- 2021年9月から開始し、2026年3月で10回目の「月間」を実施中。



価格転嫁の状況

- 価格転嫁率は改善傾向にはあるものの、未だ**53.5%**と道半ば。業種別にも差がある状況。

価格転嫁率の推移



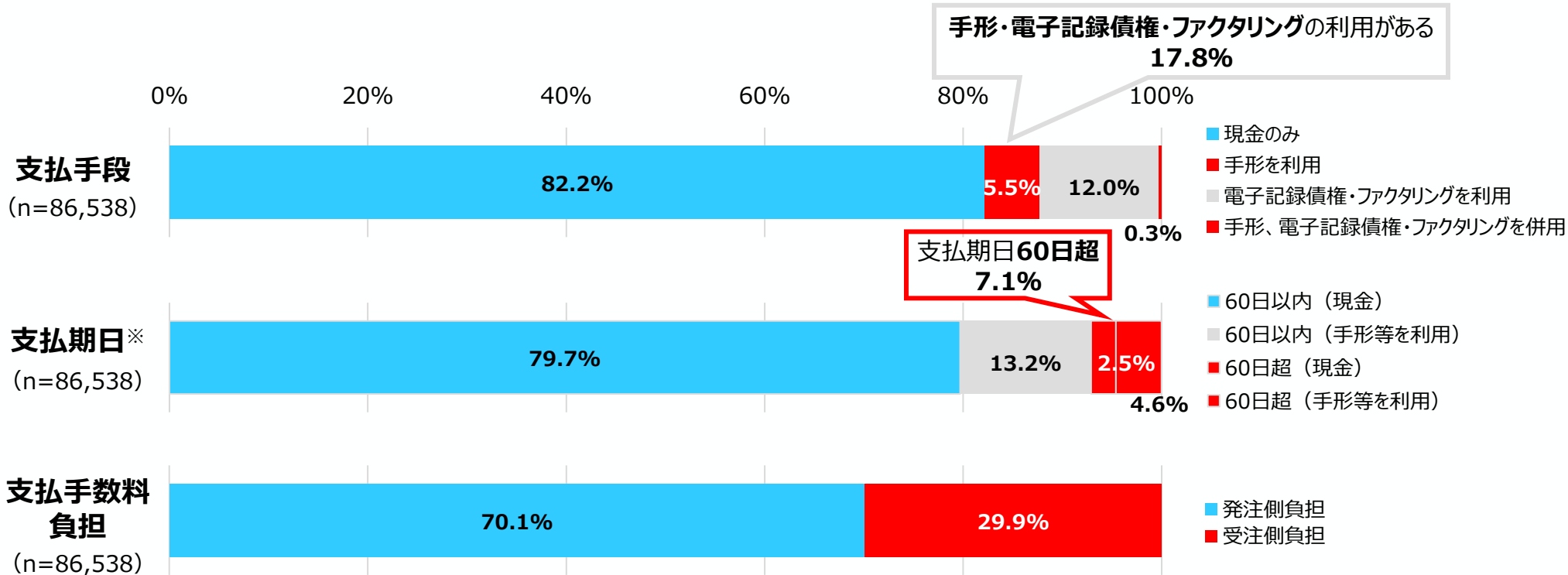
※2022年3月は集計方法が異なるため参考値。

業種別の価格転嫁率

		2025年9月	コスト増に対する転嫁率	
		全体	↑	53.5% (52.4%)
業 種 別	1位	化学	↑	66.7% (64.8%)
	2位	電機・情報通信機器	↑	60.6% (58.4%)
	3位	機械製造業	↑	59.4% (56.2%)
	3位	造船	↑	59.4% (57.6%)
	5位	食品製造業	↓	59.3% (60.3%)
	6位	自動車・自動車部品	↑	58.9% (56.6%)
	7位	飲食サービス	↓	57.2% (57.3%)
	8位	金融・保険	↑↑	56.2% (51.1%)
	9位	金属	↑	54.2% (50.9%)
	10位	卸売	↓	54.1% (54.4%)
	11位	小売	↑	54.0% (52.5%)
	12位	建設	↑	53.2% (52.6%)
	13位	鉱業・採石・砂利採取	↑	52.9% (52.2%)
	14位	電気・ガス・熱供給・水道	↓	52.7% (53.6%)
	15位	運輸・郵便 (トラック運送除く)	↑	52.4% (51.5%)
	16位	不動産業・物品賃貸	↑	51.7% (48.5%)
	17位	情報サービス・ソフトウェア	↓	50.9% (54.3%)
	18位	石油製品・石炭製品製造	↑	50.0% (46.0%)
	18位	紙・紙加工	↓	50.0% (51.4%)
	20位	印刷	↑	49.9% (47.7%)
	21位	生活関連サービス	↓	48.9% (50.2%)
	22位	繊維	↑	48.1% (47.5%)
	23位	建材・住宅設備	↑	47.2% (46.6%)
	24位	製薬	↓↓↓	46.7% (64.1%)
	25位	通信	↑↑	46.6% (37.7%)
	26位	広告	↑	43.4% (38.7%)
	27位	農業・林業	↓	42.3% (45.0%)
	28位	廃棄物処理	↑	41.1% (39.3%)
	29位	放送コンテンツ	↓	40.1% (43.2%)
	30位	トラック運送	↓	34.7% (36.1%)
-	その他	-	-	10

取引代金の支払条件の状況

- 取引代金の支払について、「**全額現金により支払われる**」割合は、**約 8 割**（前回81.8%→**82.2%**）。
（残りの約 2 割は、支払の一部又は全部で、手形や電子記録債権・ファクタリングの利用があると回答）
- 支払期日**（支払までの期間）が、**60日を超過**している割合が全体の**7.1%**。
- 支払手数料**の負担について、「**受注側企業が負担している**」割合は、**約 3 割**（前回33.4%→**29.9%**）残存。



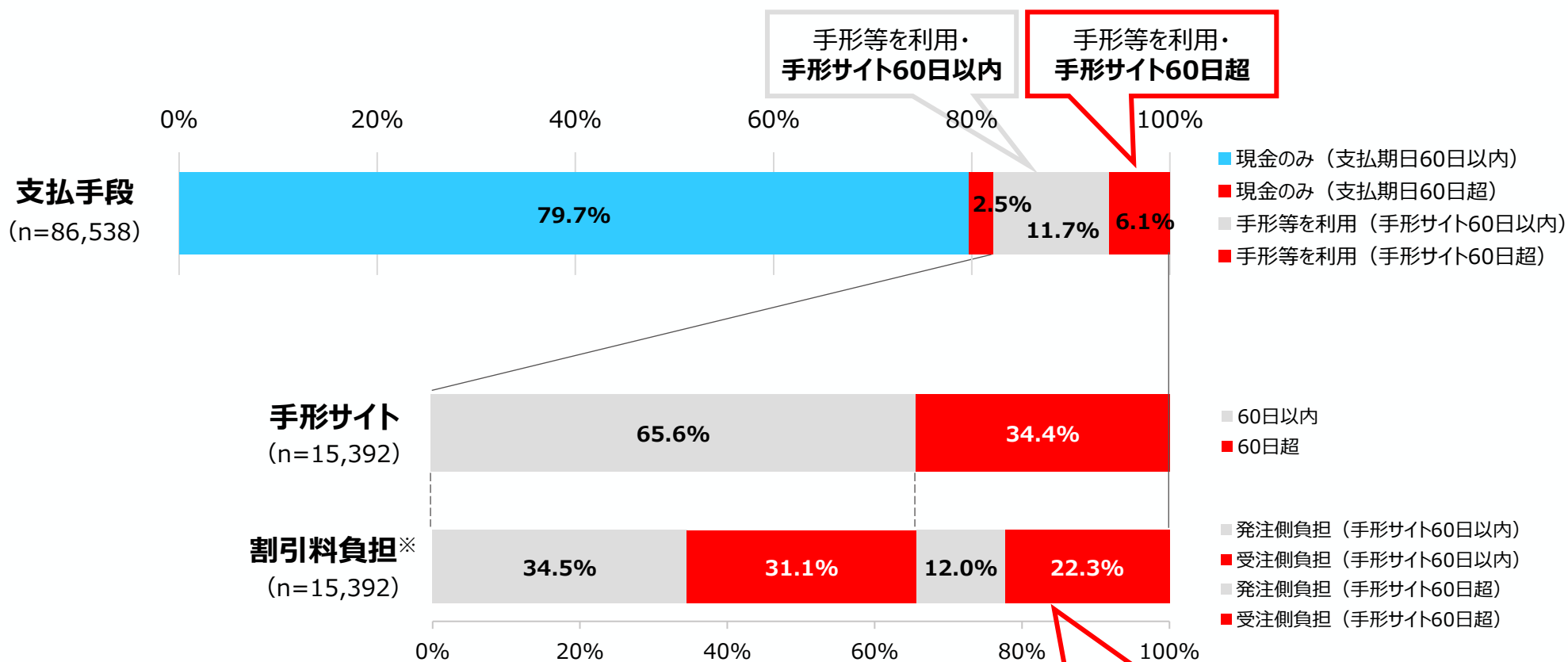
※「支払期日」は、発注側企業が給付を受領した日（役務の場合は提供を受けた日）から支払（手形の交付を含む）までの期間をいう。

アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 下請法の対象外取引であることを理由に、**手形サイトの短縮に応じてもらえなかった。**
- ▲ 何の取り決めもなく、**振込手数料を自社が負担**している。発注側負担を度々依頼しているものの、一方的に断られている。

手形等の支払サイト期間・割引料負担の状況

- 取引代金の支払に手形等（手形・電子記録債権・ファクタリング）の利用があり、**交付から入金までの期間**（手形サイト）が「**60日を超えている**」と回答した割合は全体の**1割弱**（前回6.6%→**6.1%**）残存。
- また、手形サイトが「**60日超**」かつ「**割引料※を受注側企業が負担している**」と回答した割合は、前回と比較し減少しているものの、手形等を利用している企業のうち**約2割**（22.3%）を占める。



※ 割引料負担は、満期日より前に、受注者側の事情により、代金の受領を前倒しするために割引料を支払う場合を除く。

**支払サイト60日超 かつ
割引料を受注側企業が負担**

発注者リストの公表（2026年1月23日）

- フォローアップ調査において、10社以上の受注側企業から回答があった発注者について、回答（10点満点）の平均点を4区分に分類・整理し、リスト形式で掲載。

発注者リスト（冒頭部分抜粋）

法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の 回答状況	③価格転嫁の 回答状況	④支払条件の 回答状況
1010001000006	五洋建設（株）	36	ア	イ	ア
1010001001805	鹿島道路（株）	21	ア	イ	イ
1010001008668	JFEスチール（株）	27	ア	イ	ア
1010001008742	ピーエス・コンストラクション（株）	13	ア	ア	イ
1010001008825	東京電力ホールディングス（株）	11	ア	イ	ア
1010001009823	アース環境サービス（株）	16	イ	ウ	ア
1010001025515	NX商事（株）	19	イ	イ	ア
1010001034730	（株）内田洋行	12	ア	ア	イ
1010001051916	東洋熱工業（株）	10	イ	ア	ア
1010001067912	（株）NTTドコモ	12	ア	イ	ア
1010001069520	（株）I DOM	10	ア	ウ	ア
1010001074355	王子マテリア（株）	11	ア	イ	ア
1010001088181	（株）セブン-イレブン・ジャパン	14	ア	ア	ア
1010001092605	ヤマト運輸（株）	99	ア	ウ	ア
1010001098619	日鉄物流（株）	18	ア	イ	ア
1010001112577	日本郵便（株）	22	ウ	イ	ア
1010401004837	NOK（株）	11	イ	ア	ア
1010401010455	（株）小松製作所	36	ア	イ	ア
1010401013565	清水建設（株）	113	ア	イ	イ
1010401015438	世紀東急工業（株）	15	ア	ア	イ
1010401016618	大東建託パートナーズ（株）	16	イ	ウ	ア
1010401029009	美和ロック（株）	13	イ	イ	ウ
1010401041839	（株）TMEIC	16	ア	ア	ア
1010601006939	（株）吉野工業所	12	ア	ウ	ア
1010701000899	いすゞ自動車販売（株）	12	ア	イ	ア
1010701008901	（株）フォーカスシステムズ	10	イ	イ	ア
1010701025541	（株）日本アクセス	27	ア	イ	ア
1010801001748	（株）荏原製作所	26	ア	ア	ア
1010901011705	三菱電機システムサービス（株）	13	ア	イ	ア
1011001006587	共立建設（株）	10	ア	イ	ア
1011201009704	住友林業緑化（株）	12	ア	イ	ア
1012401010815	（株）飯田産業	14	イ	イ	エ
1020001071491	富士通（株）	79	ア	イ	ア
1120001036880	レンゴー（株）	24	ア	イ	ア
1120001037978	（株）クボタ	82	ア	ア	ア

<企業リスト>

- 公表対象企業は過去最大の522社に増加、うち初掲載が195社。
- 価格交渉・転嫁、支払条件のいずれも最高評価「ア」を受けた企業は66社。

<官公需リスト>

- 官公需における公表対象機関は過去最大の89機関に増加。
- 交渉・転嫁について、約8割の機関で「イ」以上となったものの、今回初めて、最低評価「エ」を含む機関がみられる結果となった。

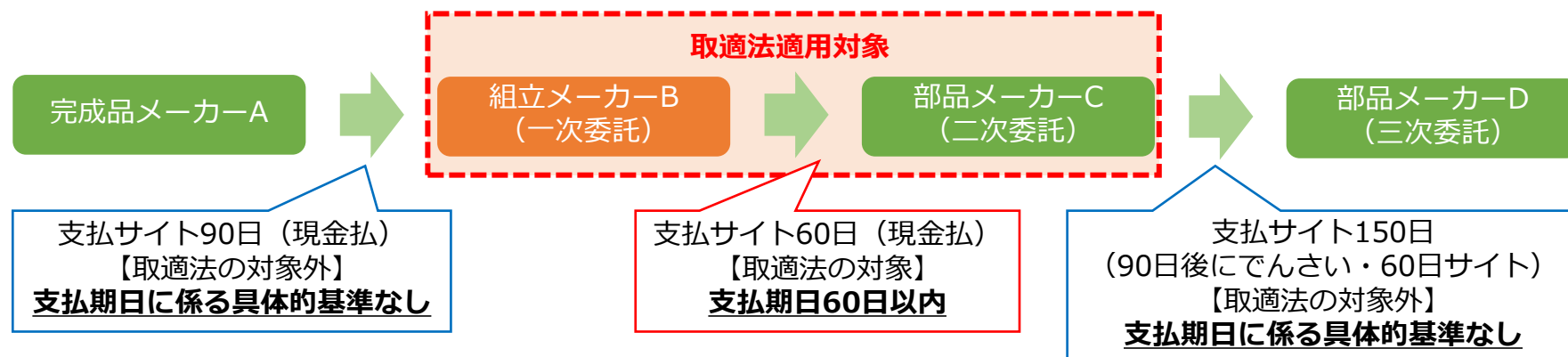
ア	平均値が7点以上
イ	平均値が7点未満、4点以上
ウ	平均値が4点未満、0点以上
エ	平均値が0点未満

サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）①

議題の概要

- 支払条件の決定においては、発注者が優位に立つ傾向があり、その場合に支払サイトが長期化する傾向。
 - サプライチェーンの上流から下流まで全体で受取サイト短縮に向けた対応が必要。
 - 特に、取適法対象取引を含め複数の取引段階が連なるサプライチェーンでは、支払期日が遅く設定される傾向にあり、手当の必要性が高い。
- 取適法対象取引の延長線上にあるサプライチェーン全体において支払期日が適切に設定されるような環境整備に向けて、優越的地位の濫用の観点から、取組を講じるべきではないか。

(例) 製造業におけるサプライチェーン



事業者の声

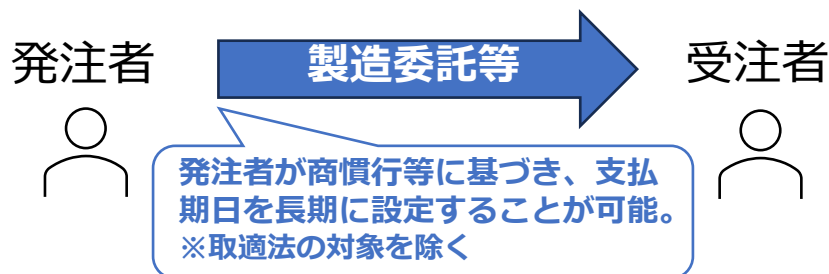
- 【小売業】 自社の資金繰りを改善するためにも、サイト短縮や現金支払への変更をお願いしたいが、自社の売上の上位取引先であり、転注されてしまう可能性を踏まえると交渉はできていない。
- 【製造】 取適法対象外取引のため、自社から取引先に資金繰り改善のために（支払サイトの短縮等の）申入れする根拠がないと考えており、また、申し入れることにより他社に転注されることをおそれて申入れができない。
- 【製造】 受注者が発注者に対し、支払サイトの短縮をお願いすると、値引きを求められることもある。受注者としては、独自の技術力をもって、発注者への交渉力を高めるしかないが、やはり自社だけ交渉を行うことは難しい。

サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）②

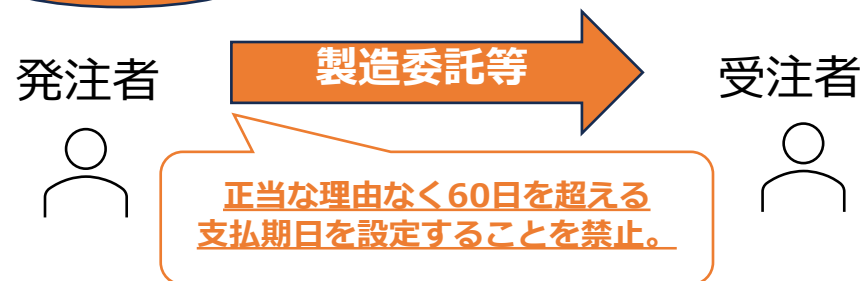
解決の方向性（案）

- サプライチェーン全体において、支払期日が適切に設定されるような環境を整備するため、**「製造委託等」の取引を対象に、支払期日に係る具体的な基準を定める独占禁止法上の告示（特殊指定）を新たに策定する。**

現状



施行後



新たな特殊指定の概要（案）

適用対象

- 製造委託等をした発注者の行為に適用される。
※「製造委託等」とは、取適法に規定する製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託、特定運送委託をいう。
※発注者・受注者に関して規模基準（資本金基準及び従業員基準）は設けない。
ただし、その取引上の地位が当該発注者に対して劣っていないと認められる者に対する行為を除く。
取引上の地位の優劣の判断は、受注者の発注者に対する取引依存度、発注者の市場における地位等を総合的に考慮。

禁止行為

- 正当な理由がある場合を除き、給付を受領した日から起算して60日の期間経過後なお代金を支払わないこと（支払遅延）を禁止。
※「正当な理由がある場合」とは、例えば、受注者の責めに帰すべき理由がある場合や、合理的な理由に基づき60日を超える支払期日に係る条件が合意された場合等が挙げられる。